

半田市風しん予防接種実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、先天性風しん症候群の発生を防止するため、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項及び予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第1条の2の規定により市が実施することを義務付けられている定期予防接種の対象者以外の者に係る任意の風しん予防接種（以下「予防接種」という。）を、市がその接種費用の全部又は一部を負担（以下「公費負担」という。）して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 予防接種の実施方法は、市が市内の実施医療機関（以下「指定医療機関」という。）との間に締結した委託契約によるものとする。

2 予防接種は、原則として指定医療機関において実施するものとする。

(接種期間及び接種回数)

第3条 公費負担の対象となる予防接種は、平成26年4月1日以降に行われたものとする。

2 接種回数は、1回とする。

(対象者)

第4条 予防接種の対象となる者（以下「対象者」という。）は、接種日現在において半田市に住所を有し、かつ、過去2年以内に行われた、別表1に規定する風しん抗体検査において、抗体価が低いと認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、妊娠中の者及び風しんに罹患したことがある者を除く。

- (1) 妊娠を予定又は希望している女性
- (2) 前号に規定する者の夫（内縁の夫を含む。）
- (3) 妊婦の夫（内縁の夫を含む。）

(対象ワクチン)

第5条 公費負担の対象となる予防接種ワクチンは、次のとおりとする。

- (1) 風しん単独ワクチン
- (2) MR（麻しん・風しん）混合ワクチン

(接種の申請)

第6条 予防接種を受けようとする者は、半田市風しん予防接種申請書（様式第1）に接種

日より過去2年以内に受けた風しん抗体検査の結果証明書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて指定医療機関に提出することにより、申請するものとする。

(個人負担金)

第7条 予防接種に係る個人負担金は、風しん単独ワクチンにあつては1,000円、MR(麻しん・風しん)混合ワクチンにあつては3,000円とする。この場合において、市長は、接種の際に対象者から個人負担金を徴収するものとする。

2 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による個人負担金を免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護の適用を受けている世帯に属する場合

(2) 当該年度分(当該年度分が確定していない場合にあつては、前年度分)の市民税非課税世帯に属する場合

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が公益上の必要その他特別の理由があると認める場合

3 市長は、前項の規定にかかわらず、市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢医療費保険料の滞納がある者については、個人負担金の免除を行わないものとする。ただし、適切な納付誓約の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は、この限りではない。

4 第2項の規定により個人負担金の免除を受けようとする者は、半田市風しん予防接種個人負担金免除申請書(様式第2)に接種予定日より過去2年以内に受けた風しん抗体検査の結果証明書の写しを添えて市長に申請するものとする。

5 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、免除の可否を決定するとともに、その旨を半田市風しん予防接種個人負担金免除可否決定通知書(様式第3。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

6 前項の規定による免除の決定を受けた者は、予防接種を受けるときは、決定通知書を指定医療機関に提出するものとする。

(接種費用の助成)

第8条 市長は、半田市に住所を有し、かつ、次の各号に掲げる者で、市外の医療機関等において接種を受けようとするものに対し、助成金を交付することができる。ただし、予防接種を受けた他の市町村において接種費用の助成が受けられる場合は、この限りでない。

- (1) 特殊な疾患を有し、市外の医療機関において接種を受けることを希望する者
- (2) 医療機関への入院により市外に滞在している者
- (3) その他市長がやむを得ないと認める者

(助成金の額)

第9条 前条の規定による助成金の額は、市が指定医療機関との間に締結した契約に定める額（以下「契約額」という。）を限度として、接種に要した額とする。ただし、被接種者が生活保護法による生活保護の適用を受けている世帯又は当該年度分（当該年度分が確定していない場合にあっては、前年度分）の市民税非課税世帯に属していない場合は、契約額を限度として、接種に要した額から第7条第1項に規定する1,000円又は3,000円を控除した額とする。

(認定申請の手続)

第10条 助成金の交付を受けようとする者は、予防接種を受ける前に半田市風しん予防接種費助成対象者認定申請書（様式第4）に接種予定日より過去2年以内に受けた風しん抗体検査の結果証明書の写しを添えて市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による認定申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定するとともに、その旨を半田市風しん予防接種費助成対象者認定可否決定通知書（様式第5）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第11条 前条第2項の規定による認定の決定を受けた者は、予防接種を受けた後、半田市風しん予防接種費助成金交付申請書兼請求書（様式第6）に領収書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に交付申請するものとする。

- 2 前項の規定による交付申請書は、予防接種を受けた日の属する月の翌月の末日までに提出するものとする。

(助成金の交付決定及び支払)

第12条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定するとともに、その旨を半田市風しん予防接種費助成金交付決定通知書（様式第7）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付を決定した助成金を速やかに申請者に支払うものとする。

(返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けた者に対し、前条第1項

の規定による決定の全部又は一部を取り消し、交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。